

定款

石井食品株式会社

昭和43年5月29日	一部変更
昭和46年5月29日	一部変更
昭和48年5月30日	一部変更
昭和50年5月30日	一部変更
昭和52年6月29日	一部変更
昭和57年6月29日	一部変更
昭和63年6月29日	一部変更
平成元年6月29日	一部変更
平成3年6月27日	一部変更
平成6年6月29日	一部変更
平成11年6月25日	一部変更
平成13年6月27日	一部変更
平成14年6月27日	一部変更
平成15年6月25日	一部変更
平成16年6月23日	一部変更
平成17年6月21日	一部変更

平成18年6月22日	一部変更
平成21年6月19日	一部変更
平成22年6月18日	一部変更
平成23年6月23日	一部変更
平成25年6月26日	一部変更
平成27年6月26日	一部変更
平成30年10月1日	一部変更(単元株)
令和4年6月25日	一部変更
令和5年3月2日	附則削除
令和5年6月21日	一部変更

石井食品株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、石井食品株式会社と称し、英文では Ishii Food Co.,Ltd. と表示する。

(本店の所在地)

第2条 当会社は、本店を千葉県船橋市に置く。

(目的)

第3条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 食肉及び食肉加工品の製造及び販売
- (2) 包装米飯の製造及び販売
- (3) 菓子及び麺類の製造及び販売
- (4) 農産物の生産及び販売
- (5) 農水産加工食品の製造及び販売
- (6) 調味料の製造及び販売
- (7) 冷凍食品の製造及び販売
- (8) 清涼飲料水の製造及び販売
- (9) 食堂経営及び関連施設の設置
- (10) 所有土地建物及び関連施設の賃貸
- (11) 情報処理システムのハードウェア及びソフトウェアの販売
- (12) 酒類の販売
- (13) 食器・調理器具等の販売
- (14) 各種イベント及び公演等の企画、運営、主催
- (15) 前各号に付帯関連する一切の業務

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、6,500万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、公告する。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第12条 株主総会は、法令または定款に別段の定めがある事項のほか、当会社の株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入、継続、変更及び廃止に関する決議を行うことができる。

(総会の招集)

第13条 定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に隨時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2. 前項の代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条第1項に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会で定める代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の代表取締役に欠員または事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急を要するときは、この期間をさらに短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第5章監査役及び監査役会

(員数)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の補欠者の予選及び効力)

第30条 監査役の補欠者（以下、「補欠監査役」という。）の予選は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う

2. 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 前項の予選の効力は、株主総会の決議によりその期間を短縮することができる。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急を要するときは、この期間をさらに短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第6章会計監査人

(選任)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任限定契約)

第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

第7章計算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

未払の配当金には利息を付さない。

以上、原本と相違ないことを証明します。

2023年6月21日

石井食品株式会社

代表取締役社長執行役員 石井 智康